

II 組織の設立から事業計画の認定申請まで [初年度]

1. 組織の設立

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

(1) 対象地域の設定

- 活動組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- 地域の水路や農道などを守っていく共同活動に、最も取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水掛かりごと、ほ場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- 合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討してください。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
ため池や堰などの水系での保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制

(2) 構成員のとりまとめ

農地維持支払交付金

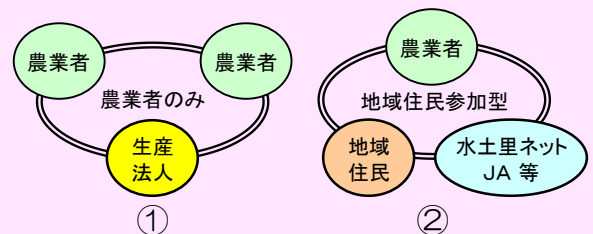
■ 活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

■ 広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

活動組織の構成の例



👉 資源向上支払と同じ組織でも取組が可能

資源向上支払交付金

- 地域資源の質的向上を図る共同活動
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
又は広域活動組織
- 施設の長寿命化のための活動
農地維持支払交付金と同様な活動組織又は広域活動組織
- 組織の広域化・体制強化、地域資源保全プランの策定
農地維持支払交付金と同様な活動組織又は広域活動組織

広域活動組織とは

旧市町村単位などの広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（緩和条件あり）を有することが条件となります。

2. 設立総会の開催

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、規約と活動計画書の案を作成した上で、設立総会を開催し、構成員の合意を得る必要があります。

(1) 設立総会の準備及び開催の手順

1) 規約（案）の作成

活動の目的、構成員、合議方法など、組織運営の基本となる事柄を明記した活動組織の規約を作成します。 ⇒P 2-6

2) 活動計画書（案）、事業計画書（案）の作成

保管理する農用地・施設の範囲、取組む活動の内容などを定めた活動計画書と事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画書を作成します。 ⇒P 2-12、31

3) 日当単価などの決定

作業日当や事務日当、役員報酬、機械借上げ料などは、JAや自治会などの金額を参考にして、活動組織で統一した単価を定めます。

4) 設立総会の招集

設立総会の開催日、審議事項などを事前に話し合った上で、日時、場所、議題を記載した開催通知と総会資料を、構成員予定者全員に配布します。

5) 設立総会の開催

設立総会は、構成員現在数の過半数の出席が必要です。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。

議事は、出席した構成員の過半数（特別議決事項の場合は3分の2以上）で決めます。議案の説明、質疑応答を行った上で採決します。

6) 設立総会の決定事項の周知

設立総会により決定した事項は、総会后速やかに、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するなどして周知します。

(2) 留意事項

- 設立総会は、ほかの会議（自治会の総会など）と混同しないよう、明確に独立して開催してください。対象となる構成員が違いますので、注意が必要です。
- 代議員制による議決方法を採用する場合は、代議員の人数や選出方法を規約で定め、設立総会において構成員の合意を得ます。ただし、代議員制では、委任状による出席は認められません。 ⇒P 2-11
- 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料になりますので、適切に記録、保管しておいてください。

(3) 総会の種類

種類	主な議題又は開催要件	開催時期
設立総会	<ul style="list-style-type: none"> 作成した規約（案）、役員（案）など、活動組織の設立に関する事項 活動計画書（案）など、組織の運営に関する事項 	組織設立時
通常総会	<ul style="list-style-type: none"> 当年度の活動実績や収支決算 翌年度の活動計画や予算 規約の改正（必要に応じて） 	毎年度1回以上 （通常3～4月）
臨時総会	<ul style="list-style-type: none"> 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき 	請求のあった日から30日以内
	<ul style="list-style-type: none"> 監査役（監事）が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき その他代表が必要と認めたとき 	随時

(4) 総会の進行

1) 議事の開始と終了

選出された議長が宣言します。

2) 資格審査の報告（成立要件の確認）

議長の指示により、出席者数を確認した事務局が資格審査結果を報告します。

3) 議事録署名人及び書記の指名

議長は、議事開始にあたり、構成員の中から議事録署名人と書記を指名します。書記は、議事の経過を記録します。

4) 議案の説明

議案は、すべて提出者（組織の代表又は事務局など）が順次説明します。

5) 議事の進行

議長は、説明された議案について、質疑や意見を聞き、採決します。

6) 採決の方法

採決は、挙手か起立など、数を把握できる方法により、基本的には賛成についてのみ行います。（必要がある場合は、反対についても行います。）

通常の議案は出席者の過半数で、特別議決事項は3分の2以上で決めます。

議長は、総会の議決に加わることができませんが、可否同数のときは議長が決めます。

7) 修正案の対応

修正案が提出されたときは、修正案を原案より先に採決します。

8) 採決結果の宣言

議長は、採決した結果を報告し、議案の決定を宣言します。議事録には、議案ごとに賛成者数を記録します。

設立総会の開催通知（例）

青字は、活動組織によって内容が変更となる箇所です。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

構成員予定者 各位

活動組織の設立前のため、設立準備委員会や自治会などから通知を出します。

〇〇〇〇保全会設立準備委員会
委員長 信州 太郎

〇〇〇〇保全会（仮称）設立総会の開催について（通知）

〇〇の候、構成員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、〇〇地区において、農林水産省の事業である「多面的機能支払交付金」を活用し、農用地や水路などの保全管理活動に取り組むことを考えています。
つきましては、新たに活動組織を設立する必要があるため、下記のとおり〇〇〇〇保全会（仮称）の設立総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。
なお、当日ご都合がつかない方は、開催日の前日までに委任状をご提出ください。

記

- 1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午後〇〇時〇〇分から
- 2 場所 〇〇〇〇公民館
- 3 議題
 - (1) 〇〇〇〇保全会規約（案）について
 - (2) 役員を選任について
 - (3) 活動計画（案）について
 - (4) 平成〇〇年度予算（案）について
 - (5) その他

※当日は、配布した議案集を持参してください。

（切り取り線）

委 任 状

委任状は、別紙としても構いません。

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催される〇〇〇〇保全会（仮称）の設立総会に出席できないため、_____を代理人と定め、総会における議決権を委任します。

〇〇〇〇保全会設立準備委員会
委員長 信州 太郎 様

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

設立総会の次第（例）

〇〇〇〇保全会（仮称）設立総会 次第

日 時：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
午後〇〇時〇〇分から
場 所：〇〇〇〇公民館

1 開 会

2 〇〇〇〇あいさつ

3 来賓祝辞 来賓がない場合は、不要です。

4 多面的機能支払交付金の概要説明

5 議長選出

6 資格審査報告

構成員数 _____ 名

出席者数 _____ 名

委任状提出者数 _____ 名

7 議事録署名人及び書記選出

議事録署名人 _____

書記 _____

8 議 事

(1) 第1号議案 〇〇〇〇保全会規約（案）について

(2) 第2号議案 役員の選任について

(3) 代表あいさつ、役員紹介

(4) 第3号議案 活動計画（案）について

(5) 第4号議案 平成〇〇年度予算（案）について

(6) その他 総会成立後に県、市町村から訂正があった場合を想定して、「規約や活動計画書などの字句の修正は役員に一任する」という付帯決議をとることができます。

9 閉 会

配布した議案集のほか追加資料がある場合は、添付します。

3. 規約の作成

活動組織において、活動の目的、構成員、合議方法など、組織運営の基本となる事柄を明記した規約を作成します。必要に応じて、修正、追記してください。

規約（例）

青字は、活動組織によって内容が変更となる箇所です。

別記6-1

〇〇〇〇保全会 規約

設立総会で規約が制定された日付を記入します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇〇〇保全会（以下「活動組織」という。）と称する。

公民館など、活動の拠点となる事務所を決めた場合は、施設名と住所を記入します。特に決めていない場合は、代表の自宅とします。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇（長野県〇〇市〇〇）に置く。

資源向上活動を実施する場合に記入します。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、長野県〇〇市〇〇地域に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動（長寿命化）を実施する場合に記入します。

資源向上活動（共同活動）を実施する場合に記入します。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は、別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者で十分協議して決定します。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

青字の役職名は、活動組織ごとに決定しますが、役員すべての職務を規定します。

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は、別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は、総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、〇年とする。

任期が5年未満の場合は、第6条第1項に「ただし、再任を妨げない。」を追加します。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認められたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に係る活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に係る活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
- 五 規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項

資源向上活動を実施する場合に記入します。

資源向上活動（共同活動）を実施する場合に記入します。

資源向上活動（長寿命化）を実施する場合に記入します。

これまで資源向上支払（長寿命化）を実施する場合、農地維持支払及び資源向上支払（共同）との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようでしたが、平成31年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会の議決方法は、第9条第3項に示す方法、又は以下に示す方法（幾つかの集落がまとまっている場合など）のいずれかを選択して規定します。

「3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。」

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布する等により確実に周知する。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

資源向上支払交付金（共同活動）
を受け取る場合に記入します。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- 二 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
- 三 その他の収入

資源向上支払交付金
（長寿命化）を受け
取る場合に記入し
ます。

これまで資源向上支払（長寿命化）を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払（共同）との経理を区分しない場合は、一及び二を区別せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていましたが、平成31年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、前条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にし、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金となった場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

- 第21条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

- 第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に取り組みない場合は、第22条を削除し、以降の条文番号を変更します。

(物品の管理)

- 第23条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

- 第24条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は、監査について毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

会計年度は3月31日に終了となるため、通常総会の開催日までの日数を考慮します。4月中に総会を開催する場合、30日程度とします。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

- 第25条 この規約を変更した場合は、〇〇市長に報告をしなければならない。

認定申請する市町村長を記入します。

第7章 雑則

(細則)

- 第26条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

設立総会の日付とします。

附 則

- この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

活動組織構成員一覧の記入方法（例）

（規約別紙）

平成〇年〇月〇日

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得てください。

あいうえお活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、あいうえお活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇集落代表

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	多面 次郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇集落
会計	多面 三郎	〇〇県△△市〇町〇〇	〇〇自治会
—	〇〇〇	

3. 構成員

- ★分類欄は「分類番号」欄に記入してください。
- ★団体の場合は代表者「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
1. 農業者個人	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	役員が団体に所属する場合は、役員の備考欄に3の（2）と同じ団体名を記載します。
2. 農事組合法人	多面 次郎	〇〇県△△市〇町〇〇	
—	〇〇〇	

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5. 農業者以外個人	多面 A子	〇〇県△△市〇町〇〇	「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。
—	〇〇〇	

(2) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する）

分類	氏名	分類番号リスト												
		農業者				農業者以外								
		個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
6. 自治会	副会長 多面 三郎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
7. 女性会	会長 多面 D美	農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

「分類」欄には右図の分類番号リストから番号と分類名を記載します（手書きの場合は、分類名は省略が可能です）。

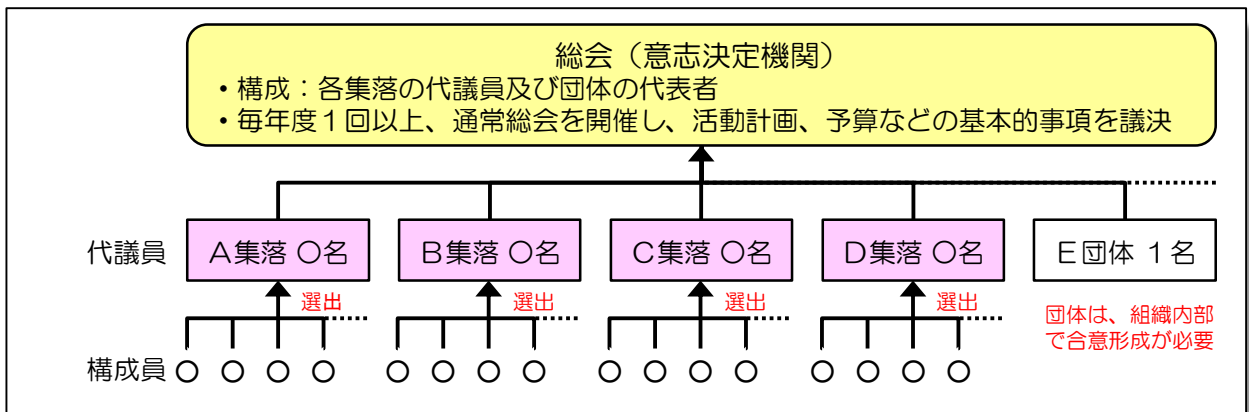
【参考】代議員制の採用

集落数が多い場合、又は、構成員が極めて多数の場合は、全員を総会に出席させることが困難であるため、代議員制を採用することも考えられます。

手順は、次のとおりです。

- ① 各集落の構成員全員から、規約で定めた人数の代議員を選出します。
- ② 選出された代議員が、基本的事項（活動計画、予算など）について議決します。
- ③ 決定事項については、代議員以外の構成員も含めて、全員へ周知します。

(1) 代議員制のイメージ



(2) 留意事項

☞ 代議員制を採用している組織の構成員から、事業参加の認識がない発言を聞くことがあります。次の事項に留意し、継続組織は改めて体制の強化を、また、新規組織は、体制の構築を図ってください。

1) 構成員からの参加同意

活動への参加について、各集落の農家などによく説明し、合意形成を図った上で構成員をとりまとめます。全員が集まる説明会、広報誌などで周知します。

2) 代議員制の採用

代議員制の採用に当たっては、設立総会や通常総会において、構成員によく説明し、代議員の人数や選出方法を規約で定めます。

3) 代議員制に関する規約（第4章）

○ 総会の構成

総会は代議員制とし、代議員及び団体の代表者で構成されること、また、代議員の人数や選出方法などを規定します。

（例：代議員は、構成員10名に対して1名選出する。）

☞ 代議員以外の構成員も総会で意見を述べられるように、全員が総会に参加できる工夫をします。

○ 総会の議決方法

総会は、所定の手続きを経て選出された代議員及び団体の代表者の総数をもって成立すること、出席者の過半数で決することなどを規定します。

☞ 代議員制の場合は、委任状による出席は認められませんので注意してください。

4. 活動計画（案）の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※活動計画書の様式第1－3号のⅠ. 地区の概要（共通）は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。多面的機能支払交付金の活動計画については、Ⅱ.1号事業の別紙1を使用します。

様式の経過措置等について（平成31年度改正の実施要領附則第3）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動計画書の様式をそのまま使うことができます。（変更申請する際は、新様式で作成してください。）

(様式第1－3号)
平成〇年〇月〇日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 （多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

(ふりがな)	(あいうえおかつどうそしき)
組織名	あいうえお活動組織
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎 印
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

Ⅰ. 地区の概要（共通）

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の活動計画書などで使用する共通様式です。

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）	別紙1
<input type="checkbox"/>	Ⅲ. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	Ⅳ. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I 地区の概要

1 活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として**5年間**とします。

資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に**短縮**することもできます。

1. 活動期間					
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	平成 31 年度	平成 35 年度	5 年	平成 年度	平成 年度
資源向上支払 (共同)	平成 31 年度	平成 35 年度	5 年	平成 年度	平成 年度
資源向上支払 (長寿命化)	平成 31 年度	平成 35 年度	5 年	平成 年度	平成 年度
中山間地域等直接支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度
環境保全型農業直接支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度

計画変更を行った場合は変更した年度を記入してください。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないでください。

2 実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地
 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

農用地面積算定表
 県独自様式
 (P2-39)

公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保安全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。

- 遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
- 遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。

2. 実施区域内の農用地、施設						
協定農用地面積 又は認定農用地面積※1	田	畑	草地	採草放牧地	計	うち遊休農地面積
	多面支払	4,600a	900a			5,500 a
中山間直払					a	a
取組面積					a	a
環境直払※2						
合計						

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		13.4 km	8.5 km
うち、資源向上支払 (長寿命化) の対象施設	2.1 km	2.5 km	箇所

農用地の面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細については市町村に確認してください。

- 認定農用地の区域内において、共同活動による保安全管理活動等を実施する施設量を記入します。
- 下段欄には、上段の数量の内数として資源向上活動（長寿命化）を実施する対象施設の量を記入します。
- 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）を活用して資源向上活動（長寿命化）を行う場合も「うち、施設の長寿命化の対象施設」欄に記入します。

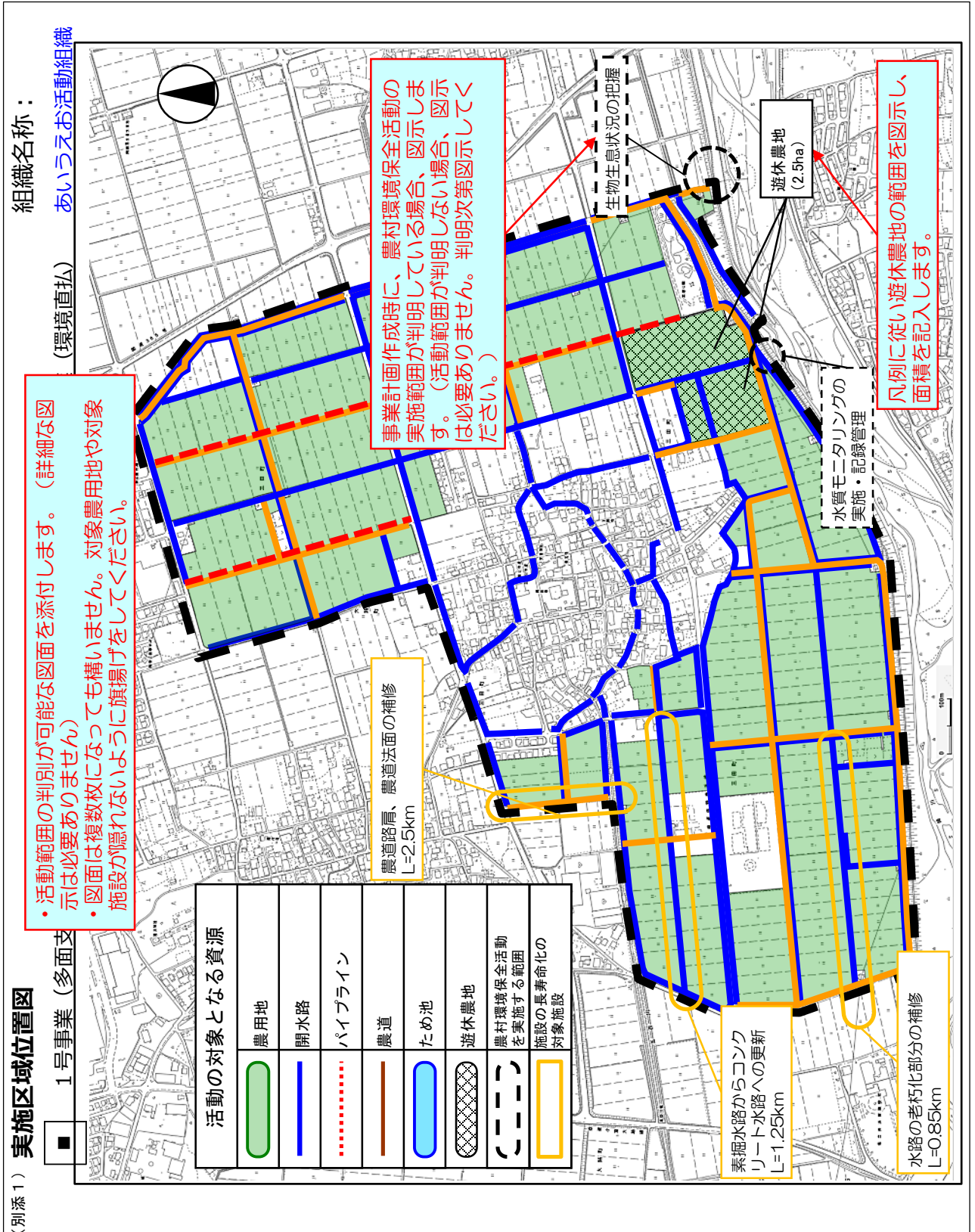
※1 多面支払の認定農用地面積
 ※2 環境直払に取り組む場合のものとする。

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3 実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設、農村環境保全活動の実施個所や施設の長寿命化の対象施設を図示します。

また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



4 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※多面的機能支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができます。

「役職名」欄には活動組織における役職名を記入します。

構成員一覧

構成員が団体の場合は、代表者名もしくは団体名を記入してください。

役職名	（代表者名、団体名）	住所	多面的機能支払		中山間地域等直接支払		環境保全型農業直接支払	
			分類番号	印	分類記号	印	国際水準GAPの実施に係る取組意思確認	
代表	日本 太郎	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇3-1-6	〇 1	印 (サイン)	A	印	<input type="checkbox"/>	
副代表	日本 次郎	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇3-1-7	〇 1	印 (サイン)	A	印	<input type="checkbox"/>	
—	…	〇〇〇		印 (サイン)		印	<input type="checkbox"/>	

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない
	C	農地所有資格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
その他	I	その他の組織
	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者 (人)
M	その他	

活動組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記入します。

注1：「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に〇印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名又は押印。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択。

注5：「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、〇に■を入力する。

注6：「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

5 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。

5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

全体面積	重複面積 (多面支払・中山間直払)	資源向上活動（共同）に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施します。
5,500 a	a	

※ 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

＜施行注意＞

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

2-15

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II.1号事業 (多面的機能支払)

1 交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、P1-4を参照して下さい。)

平成30年度・平成31年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「4. 加算措置」の様式を使用し、加算措置分をP1-5・P1-6に示す方法で算出して整理します。

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
 ※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことで、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,600a	3,000 円/10a	1,380,000円
畑	900a	2,000 円/10a	180,000円
草地		円/10a	円
合計	5,500a		1,560,000円

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記入します。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積 25 a

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

(2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,532a	1,800 円/10a	815,760円
畑	868.00a	1,080 円/10a	93,744円
草地		円/10a	円
合計	5,400a		909,504円

★交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
- ②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

- ①②いずれも該当 ⇒単価に0.75を乗する
- ①のみ該当 ⇒単価の修正なし
- ②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗する
- ①②いずれも該当しない ⇒単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,532a	4,400 円/10a	1,994,080円
畑	868a	2,000 円/10a	173,600円
草地		円/10a	円
合計	5,400a		2,167,680円

★広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額を記入します。この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

(2) 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。
実施予定年度	平成 31 年度	平成 33 年度	

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入してください。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法8法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (長寿命化)

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。（平成31年度より資源向上支払交付金も対象）

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(3) 活動の計画

(1) 農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

※活動項目と取組内容の詳細については、「多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本針)」の別紙1を確認してください。

毎年度全ての活動項目を実施します。
(研修、異常気象時の対応を除きます)

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
点検・計画策定	1 点検	○												
	2 年度活動計画の策定	○												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修	年度に受講予定(活動期間内に1回以上受講)												
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理					○							
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○	○			○					
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	水路	7 水路の草刈り			○	○				○				
		8 水路の泥上げ		○										
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農道	10 農道の草刈り			○	○				○				
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	ため池	13 ため池の草刈り												
		14 ため池の泥上げ												
		15 ため池附帯施設の保守管理												
	共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動					○					○			

(P 2-19を参照) 5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合などは、実施時期に「○」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保安全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保安全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保安全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

※地域資源保安全管理構想とは。

「地域資源保安全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

※地域資源保安全管理構想の策定については「活動の解説（P.6-1）」を参照してください。



地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

<input type="radio"/> ①中心経営体との役割分担による保安全管理	<input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保安全管理
<input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	<input checked="" type="radio"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
<input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	<input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="text"/>

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

<input checked="" type="radio"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保安全管理
<input checked="" type="radio"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="text"/>
<input checked="" type="radio"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

<input checked="" type="radio"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input checked="" type="radio"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
<input checked="" type="radio"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動
<input checked="" type="radio"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ④新たな保安全管理の担い手の確保	

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する

<input checked="" type="radio"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
<input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
<input checked="" type="radio"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	
<input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

番号はP.3-12の取組番号表に示す一連の番号になっています。

本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

(2) 資源向上支払

ア地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「①施設の軽微な補修」の活動は、**事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。**（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）
- 「②農村環境保全活動」の活動は、長野県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します（P.3-14の取組番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されています）。
- 「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、**取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。**

(2) 資源向上支払（共同）

※実施する月に○を記入してください。

活動項目		取組	毎年度の実施時期													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
施設の軽微な補修	機能診断	24 農用地の機能診断	○													
		25 水路の機能診断	○													
		26 農道の機能診断	○													
		27 ため池の機能診断														
		28 年度活動計画の策定	○													
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	平成32年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）													
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定													
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定													
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定													
33 ため池の軽微な補修等																
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定					○									
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定					○									
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定														
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定														
		38 資源循環計画の策定														
	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）														
		43 畑からの土砂流出対策（水質保全）														
	啓発・普及	51 啓発・普及活動										○				

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

1テーマ以上の取組を行うこととし、その実施時期を「○」で示します。

選択したテーマに基づき行う実践活動の取組についてはP.3-14の取組番号表からあてはまる「取組番号」と「取組」を選択し記入します。
※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。

行が足りない場合は追加してください。

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ← 実施する

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない場合は、資源向上支払(共同)の単価は基本単価の5/6になります。

P.3-14の取組番号表からあてはまる「取組番号」と「取組」を選択し記入します。
※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。

行が足りない場合は追加してください。

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、広報活動を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または、「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません。

56. を選択した場合に選択
農村環境保全活動を1テーマ追加
「高度な保全活動の実施」から選択
←「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

農村環境保全活動のテーマ⇒ 水質保全

高度な保全活動の取組内容⇒

59. 都道府県、市町村が特に認める活動を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

※エクセル様式ではプルダウンで内容を選択して入力します。

「56.農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合は、様式の説明に従って必要な内容を記入します。

(3) 施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成します。(参照P2-37、38)

※ 農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を流用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を流用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

- 活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- 費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。な

P.3-15の取組番号表からあてはまる「取組番号」と「取組」を選択し記入します。

P.2-13のIの2「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入します。

施設区分	取組	内容	延べ数量 (単位はkm 箇所を選択)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	水路〇〇-〇〇の老朽化部分の目的地補修を行う	0.85 km	○				
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	1.25 km		○			
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇〇の路肩及び法面の補修	2.50 km		○			

実施予定年度に「○」を記入します。この計画に基づき活動を実施します。

行が足りない場合は追加してください。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入する。

☆直営施工の実施方針について 全て直営施工 一部直営施工 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多...
※直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入します。

(様式第 1 - 4号)

長寿命化整備計画書

工事 1 件あたり200万円以上の工事がある場合、該当する工事については「長寿命化整備計画」の作成が必要です。

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払(長寿命化)において、工事 1 件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。なお、1 つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを 1 件として考え、1 件ずつ記載してください。また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果(劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事 1 件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇用水路	昭和23年	昭和53年	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	1.25 km	平成31年度	280万円	
2										

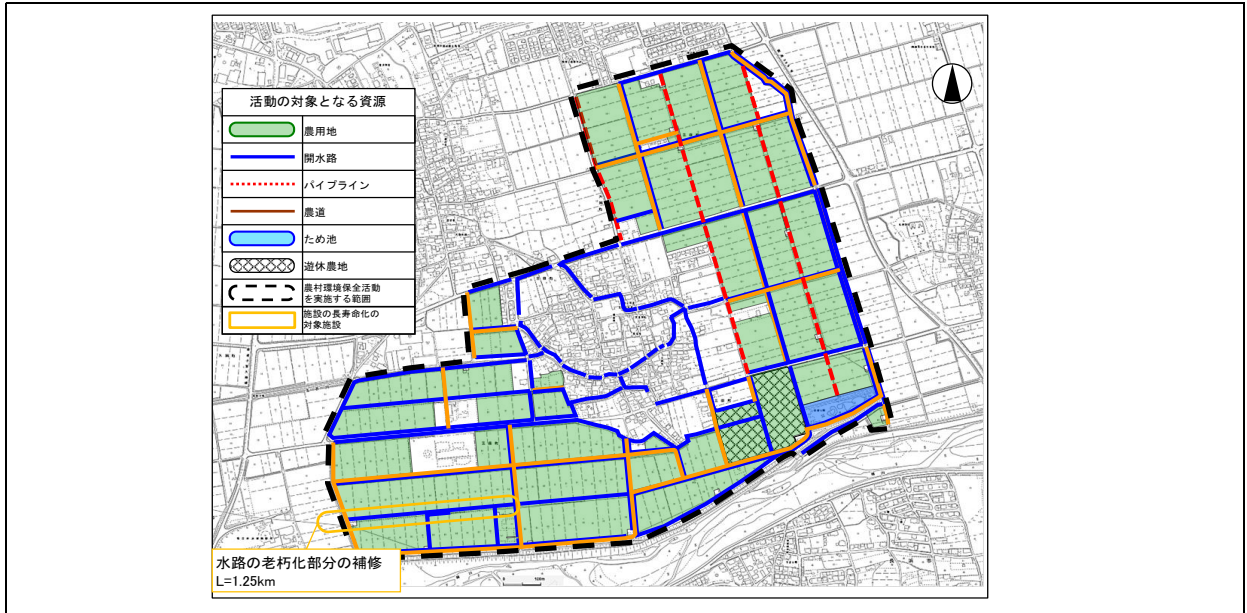
1 つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを 1 件として考え、1 件ずつ記入して下さい。

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第 2 位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



4. 加算措置

これは加算措置の「農地維持支払の小規模集落支援」に取り組み場合の記入例です。取り組む加算措置に応じて様式を記入して活動計画書に添付してください。
加算措置に取り組みない場合は様式の提出は不要です。

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先2枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	900a	1,000 円/10a	90,000円
畑	190a	600 円/10a	11,400円
草地	a	80 円/10a	円
合計	1,090a		101,400円

★小規模集落支援の適用条件 P1-5,P1-6 参照
 ○小規模集落の総農家戸数が10戸以下である
 ○小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

小規模集落数	集落名
2集落	○集落、○集落

加算措置の適用条件を確認して様式に必要な事項を記入してください。

5. 施設の長寿命化計画の作成

施設の長寿命化のための活動に取り組む場合は、活動計画書と併せて、「施設の長寿命化計画」（県独自様式）を作成しておく便利です。

（１）対象施設及び対象活動

資源向上活動（長寿命化）の対象となる具体的な活動内容は、「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」に示されています。

主な対象施設及び対象活動は、次のとおりです。

- 1) 対象組織が保全管理する水路（開水路、パイプライン）、農道^{※1}、ため池の長寿命化のための補修・更新

※1 道路法上の道路〔1・2級及びその他市町村道〕として認定されているものは、対象外です。

- 2) 水路やため池のゲート、安全施設など、附帯施設の補修・更新（甲蓋、安全施設に限り、設置も可）

- 3) 畑地や樹園地における附帯施設である空気弁、バルブ、制御施設などの補修・更新

- 4) 農地に係る施設^{※2}として、暗渠排水、給水（導水）施設、排水施設、固定式散水施設、鳥獣害防護柵の補修・更新

※2 農地に係る施設については、地域の合意を得るとともに、対象組織が管理する水路、農道などの長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲内で対象活動とすることができます。

（２）施設の所有者又は管理者との協議

資源向上活動（長寿命化）に取り組む場合には、必ず施設の所有者又は管理者を確認し、事前に必要な手続きを行っておく必要があります。

農業用水路や農道は、実質的に利用している自治会や水利組合などが管理していますが、法的な所有者は、市町村や土地改良区の場合がほとんどです。

1) 土地改良区などの団体が所有又は管理する施設

土地改良区などの団体と、「工事に関する確認書」を取り交わし、事業計画と併せて市町村長に提出します。 ⇒P 2-33

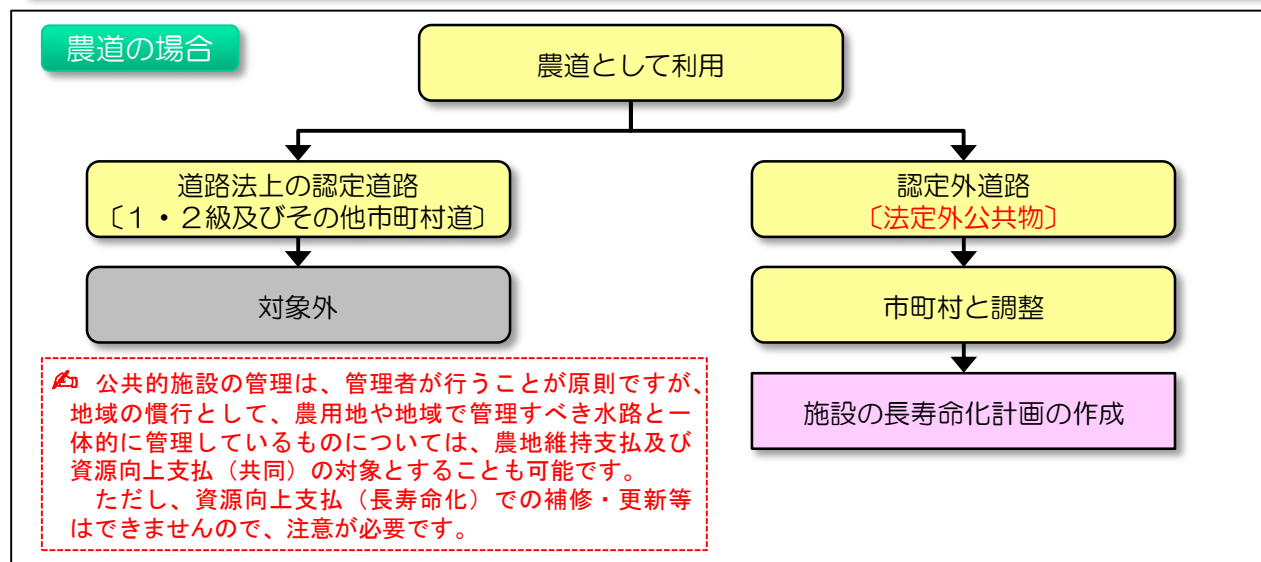
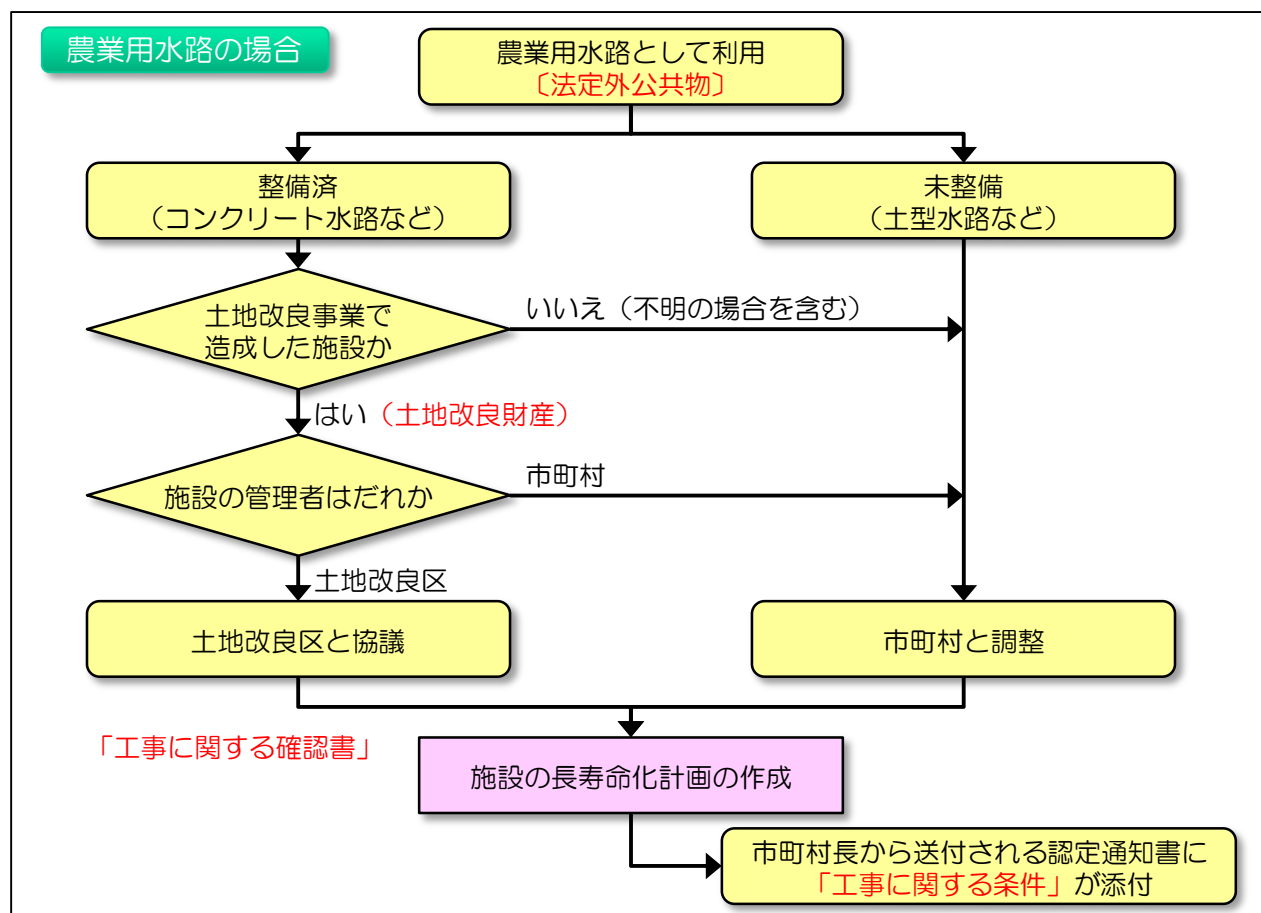
2) 市町村が所有又は管理する施設

市町村長から送付される認定通知書に、「〇〇市が管理する施設の工事に関する条件」が添付されていますので、これに沿って活動を進めます。

⇒P 2-34

(3) 所有者又は管理者との協議の流れ

施設の所有者又は管理者との協議は、次のフロー図を参考としてください。

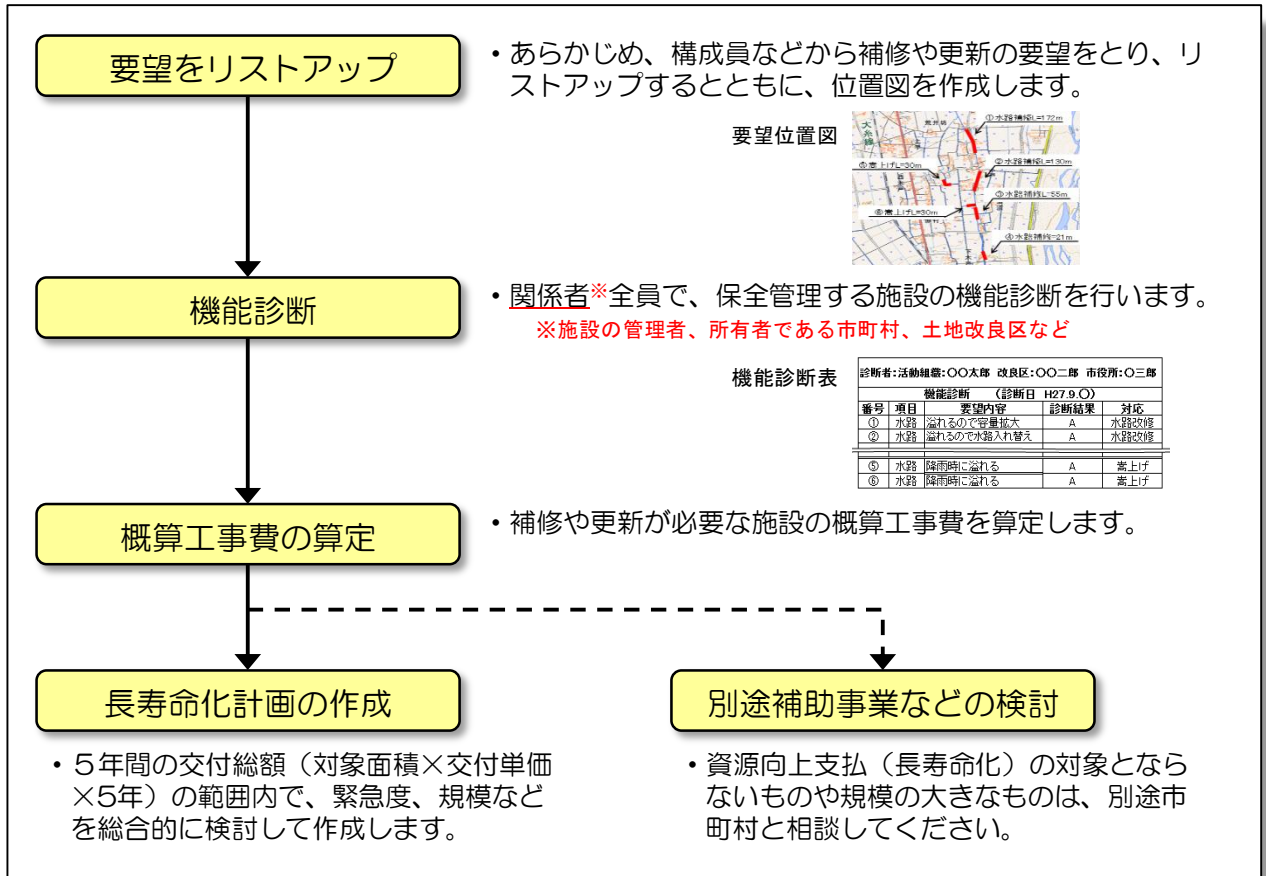


- 施設の更新に当たっては、財産の管理者である市町村などから示された条件で改修します。
- 改修した工作物は、市町村などに無償で譲渡しますが、その後の管理は集落で行う旨の条件が付くことが多いです。(限られた地域住民の公共の用に供しており、市町村も管理しきれないことが多いためです。)

(4) 長寿命化計画の作成手順

施設の長寿命化のための活動は、**施設の劣化状況などを踏まえ、計画的に補修・更新等を実施**するものであるため、あらかじめ機能診断を行い、5年間で実施する内容を決めた上で、「施設の長寿命化計画」を作成します。

長寿命化計画作成の流れ



〇〇市の〇〇組織では、施設の所有者である市と土地改良区に加え、地域振興局農地整備課と水土里ネットながの（長土連）が参加して、機能診断を実施し、本交付金で対応する施設（施設の長寿命化）とその他で対応する施設（補助事業など）を区分しています。

■ 当初の活動計画書作成時点では、時間的余裕がないため、しっかりした機能診断ができなく、精度の低い計画となっている場合があります。このような組織においては、事業計画の認定後、初年度に詳細な機能診断と設計を行い、実際に補修・更新等を実施する施設の数量と金額を確定してください。

保安全管理する対象施設すべてを長寿命化の対象としておき、毎年度要望をとって実施することは不適切です。必ず、最初に全体計画を立てた上で、毎年度の活動を実施してください。

施設の長寿命化の数量（延長など）が変更になった場合は、活動計画書を変更し、実施状況報告時、又は翌年度の交付申請時に届出します。

施設の長寿命化計画の記入方法

補修・更新等の対象施設が多い場合は、「施設の長寿命化計画」（県独自様式）を作成しておく、毎年度の実績が適正に管理できます。

当初計画

様式は任意ですが、補修・更新等の年度ごとの実績（内容、数量、位置など）が第三者にもわかるように整理しておいてください。

○黄色のセルに入力してください。（青色のセルは変更前）

県独自様式

多面的機能支払交付金（資源向上支払） 施設の長寿命化計画

		組織名		〇〇〇〇保全会					H27.4.10 現在	
活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画					金額 (円)		
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度			
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	水路：U字フリューム等既設水路の再布設	2,000 m	900	500	300	100	200	3,000,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	水路：水路の更新（一路線全体）	800 m		300	300	200		4,800,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	水路：ゲートの更新	2 箇所	1		1			800,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	水路：安全施設の設置	200 m				80	120	2,800,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	農道：未舗装農道を舗装（コンクリート）	800 m	400	200	200			4,500,000		
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	農地に係る施設：鳥獣害防護柵の補修	200 m		100	50	50		500,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	農地に係る施設：給排水施設の更新	40 箇所				15	25	3,523,600		
<input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等										
<input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等										
		交付金額 (円)	3,984,720	3,984,720	3,984,720	3,984,720	3,984,720	19,923,600		

対象施設と対象活動をリストから選択します。

位置図に記入した数量の合計と合わせます。

緊急度、年度交付額などを考慮し、年度計画を決めます。

変更計画

○黄色のセルに入力してください。（青色のセルは変更前）

多面的機能支払交付金（資源向上支払） 施設の長寿命化計画

		組織名		〇〇〇〇保全会					H28.3.31 現在	
活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画					金額 (円)		
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度			
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	水路：U字フリューム等既設水路の再布設	(2,000) 2,120 m	(900) 950	500	300	100	270	(3,000,000) 3,180,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	水路：水路の更新（一路線全体）	(800) 750 m		300	(300) 250	200		(4,800,000) 4,500,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	水路：ゲートの更新	(2) 3 箇所	1		1		1	(800,000) 1,200,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	水路：安全施設の設置	200 m				80	120	2,800,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	農道：未舗装農道を舗装（コンクリート）	(800) 600 m	(400) 375	(200) 225	(200)			(4,500,000) 3,400,000		
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	農地に係る施設：鳥獣害防護柵の補修	(200) 180 m	(100) 80		50	50		(500,000) 450,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	農地に係る施設：給排水施設の更新	(40) 38 箇所	(-) 4			15	19	(3,523,600) 3,393,600		
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	水路：素掘り水路からコンクリート水路への更新	(-) 200 m	(-)		(-) 200			(-) 1,000,000		
<input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等										
		交付金額 (円)	3,984,720	3,984,720	3,984,720	3,984,720	3,984,720	19,923,600		

機能診断の結果や実績により変更する場合、変更前と変更後の数量を記入します。

年度末に実績を記入し、翌年度以降の年度計画を見直します。

位置図

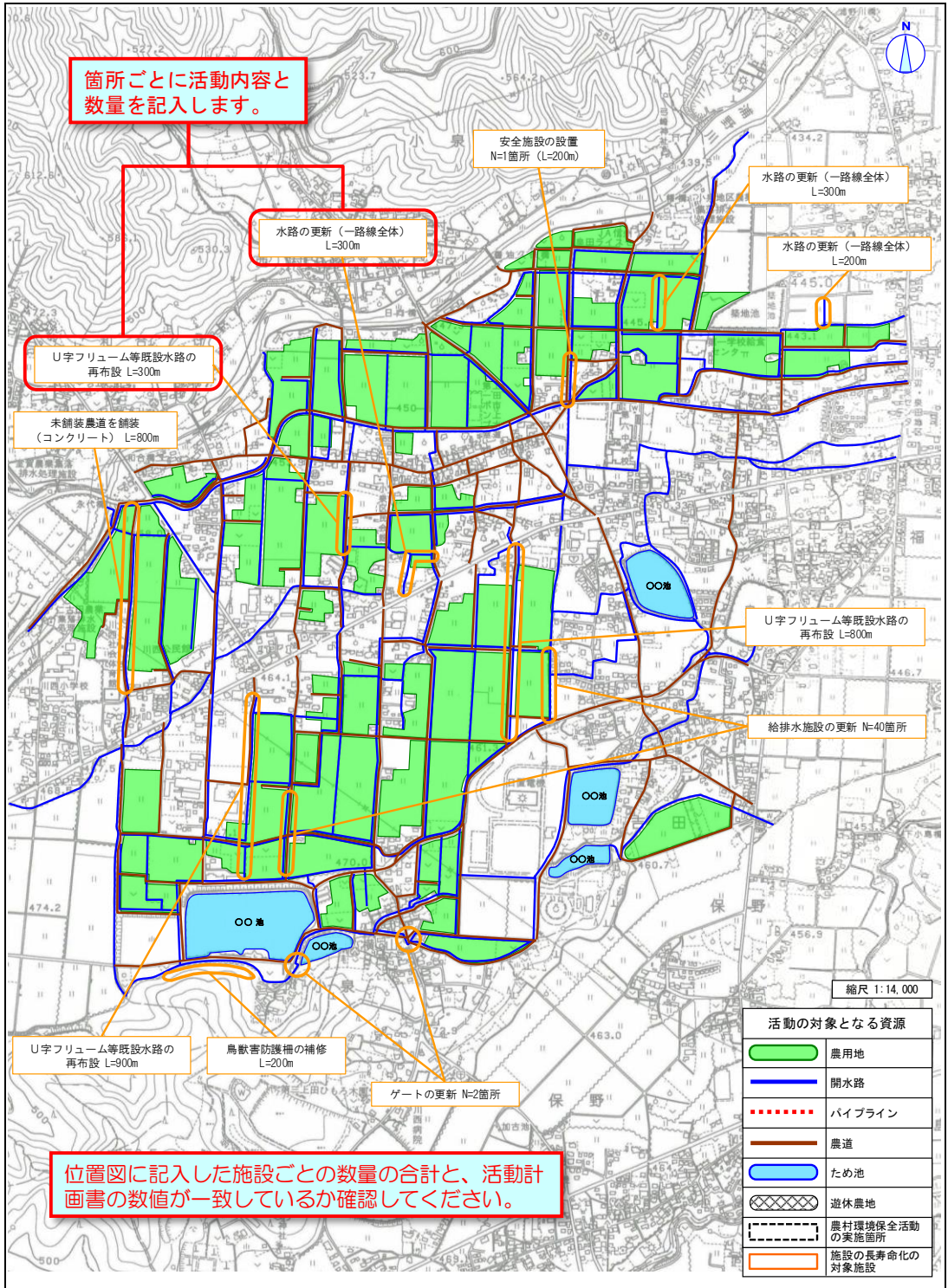
施設の補修・更新等を実施する箇所が多い場合は、農地維持支払で作成した位置図と別に作成した方が見やすくなります。
位置図の数量の合計と長寿命化計画の延べ数量を合わせてください。

(別紙)

提出日：平成〇年〇月〇日

認定対象区域図面<資源向上支払(施設の長寿命化)>

組織名 ○○○○保全会



【参考】土地改良施設の所有者と管理者

土地改良事業により造成された土地改良財産（施設）は、事業の趣旨（申請・同意主義、造成施設の利益権など）から、直接の利用者である土地改良区などへ所有権を移転し、管理することが、適切な自主管理につながります。

そこで、土地改良事業開始の手続きの中で、あらかじめ予定管理者（受益団体である市町村、土地改良区など）を定めるとともに、造成後の財産は、予定管理者へ譲与又は管理委託しています。

1) 国営事業で造成された財産（施設）

大規模で公益性の高い施設（例外的に国が管理）を除き、**県、市町村、土地改良区などへ譲与又は管理委託**

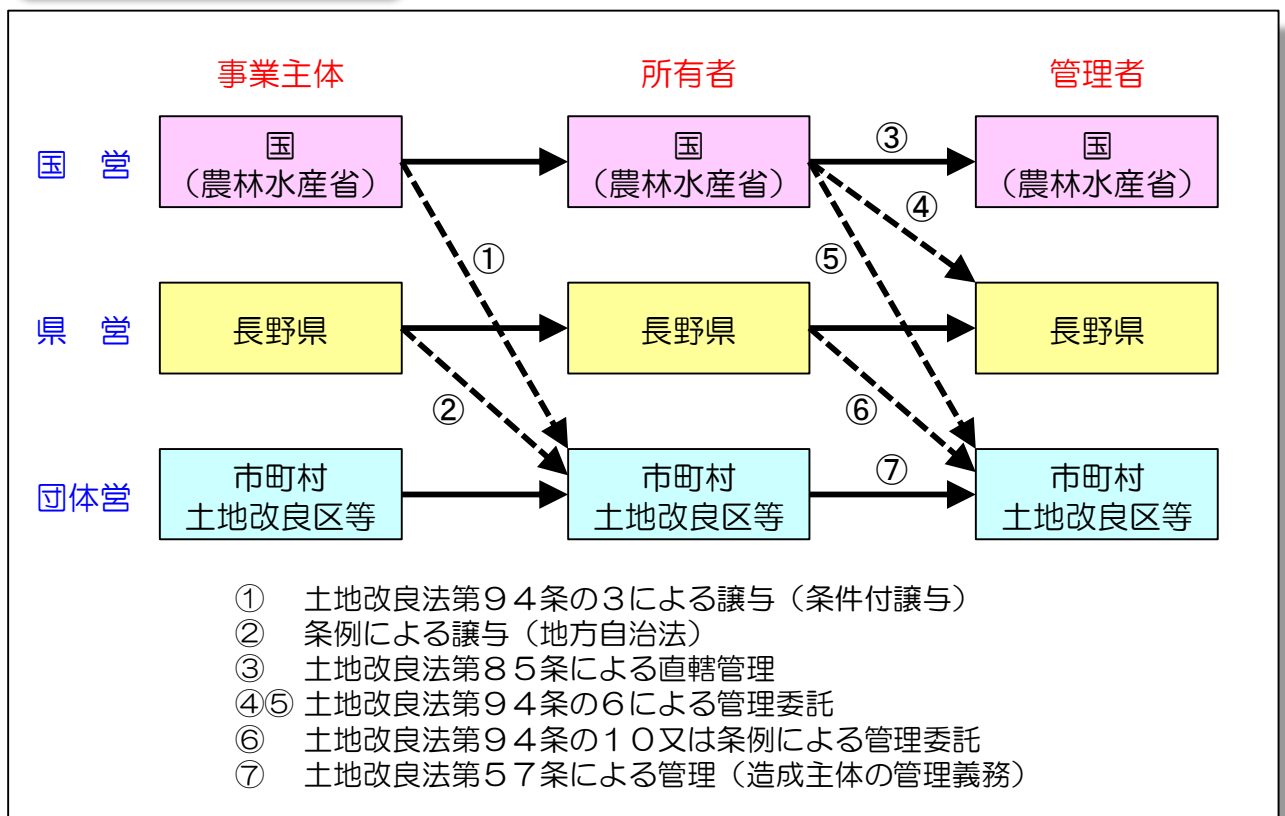
2) 県営事業で造成された財産（施設）

国又は県が水利権を持つ基幹的な農業水利施設など、受益が広域で、特に重要な施設（県管理又は市町村や土地改良区へ管理委託）を除き、**原則、市町村、土地改良区などへ譲与**

3) 団体営事業で造成された財産（施設）

事業主体である**市町村、土地改良区などが自ら所有・管理**

所有者と管理者の関係



(1) 法定外公共物である農業用水路と農道

道路や河川・用排水路などの公共物のうち、道路法、河川法、下水道法などの管理に関する法律の適用を受けないものは、「法定外公共物」と呼ばれ、「〇〇市町村法定外公共物管理条例」などで管理されています。

農業用水路や農道には、「法定外公共物」に分類されるものがあり、それらは、一般的に青線（水路）や赤線（里道）※と呼ばれています。

※ 法務局にある公図などで、「水」「道」と表示されたり、青色や赤色に着色されているものです。

1) 所有者

明治初期の地租改正に伴う官民区分の実施により、国有地に分類されていましたが、その後、地方分権を図るため、平成17年3月までに市町村に譲与され、現在は、「〇〇市町村法定外公共物管理条例」などにより、管理や必要な規制が行われています。

2) 管理者

「法定外公共物」となっている農業用水路や農道などは、地域に密着した形で住民の公共の用に供しているため、一般的に地域（地元）が管理しています。

なお、道路法上の認定道路（国道、県道、1・2級及びその他市町村道）は、それぞれ国、県、市町村が管理しています。

(2) 法定外公共物に関する主な手続き

所有者又は管理者との協議のほか、次の申請が必要となることがあります。

なお、いずれの場合も、自治会長、水利関係者、隣接地所有者及び利害関係人などの同意が必要です。

1) 改築許可申請（工事承認申請）

「法定外公共物」の機能、構造に支障のない範囲で、改築の許可（工事の承認）を受けることができます。

例：青線（水路）に側溝を設置する。赤線（里道）を舗装する。法面に石積を施工する。

2) 占用許可申請

「法定外公共物」は、その機能（水路や道路としての機能）を確保するため、基本的には構造物などによる占用は認められていませんが、その機能を妨げない範囲において、占用許可を受けることができます。

例：住宅進入路として、水路に橋（床板）を架ける。排水管を里道に埋設する。

6. 事業計画の認定申請

多面的機能支払交付金の交付を受けようとする活動組織は、事業計画書を作成し、総会での承認後、市町村長に認定申請を行います。

(1) 事業計画書・認定申請書の作成

事業計画書の作成に当たっては、「様式第1-2号」（多面的機能発揮促進事業に関する計画）を使用します。 ⇒ P 2-31

認定申請書は、「様式第1-1号」を使用し、事業計画書、活動計画書及び活動組織規約を添付し、市町村長へ提出します。 ⇒ P 2-32

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されますので、保存しておきます。

(2) 添付書類と提出時期

区分	添付書類		提出時期
	活動組織	広域活動組織	
農地維持支払	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画書 ⇒ P2-12 活動組織規約 ⇒ P2-6 長寿命化整備計画書 ⇒ P2-22 	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画書 広域協定書 広域協定運営委員会規則 広域協定の認定書 	各活動に取り組もうとする年度の6月30日まで (特別な事情がある場合で、市町村長が県知事を通じて、関東農政局長に届出を行ったときは10月31日まで)
資源向上支払 (共同活動)			
資源向上支払 (長寿命化)			
資源向上支払 (組織の広域化・体制強化)	—	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(組織のNPO法人化) 	登記事項証明書は事業計画申請時又は計画変更時に添付。

■ 既に認定を受けて活動を実施している活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合、事業計画の変更手続きが必要です。 ⇒ P 2-35

※ 長寿命化整備計画書に関する認定変更はP2-37を参照

事業計画書の記入方法

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画（案）を作成します。

事業計画（案）の内容は、以下の様式のとおりです（多面的機能支払交付金実施要領様式第1-2号）。

なお、本事業計画（案）の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1-1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。
中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

(様式第1-2号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画

平成〇年〇月〇日
あいうえお活動組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

活動内容を踏まえて記載してください。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

活動内容を踏まえて記載してください。

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第1-1号)

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出してください。

平成○年○月○日

△△ 市長 殿

あいうえお活動組織

多面 太郎

印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■ 1号事業(多面的機能支払交付金)

□ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

□ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ取り組む場合の記載例です。

3 その他

□ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

(3) 工事に関する確認書

市町村以外の団体（土地改良区など）が所有又は管理する施設を、保全管理の対象とした活動組織は、当該所有者又は管理者と「工事に関する確認書」を取り交わし、事業計画と併せて市町村長に提出します。

様式第1-12号

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の4の(1)のエに基づき、〇〇〇〇保全会（以下「活動組織」という。）と□□□□土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇市〇〇地域に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢに定めるとおりとする。

土地改良区などとの協議内容に応じて、
不要な文言は削除してください。

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施工に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と土地改良区が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、活動組織と土地改良区は、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

代表者印又は代表者の個人印を押印します。

活動組織

長野県〇〇市〇〇〇〇
〇〇〇〇保全会
会長 信州 太郎 印

土地改良区


長野県〇〇市〇〇〇〇
□□□□土地改良区
理事長 〇〇 〇〇 印

(4) 工事に関する条件

市町村が所有又は管理する施設を保全管理の対象とした活動組織には、市町村長から送付される認定通知書に、「〇〇が管理する施設の工事に関する条件」が添付されていますので、これに沿って活動を進めます。

〇〇市が管理する施設の工事に関する条件

- 1 〇〇市が管理する施設に関し、〇〇〇〇保全会（以下「対象組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続きを経て、〇〇市に無償で譲渡するものとする。
また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。
- 2 対象組織は、〇〇市が管理する施設の工事に関し、詳細な工事内容についての書類を〇〇市に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ〇〇市にその旨を報告するものとする。
〇〇市は、書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
- 3

 市町村は、事業計画を認定する際、自らが所有・管理する施設の工事に関する条件を必ず添付します。

7. 事業計画の変更

活動期間中に、認定された活動計画書の内容を変更する場合は、変更の手続きを行います。変更の内容によって、変更認定申請が必要な場合と、届出でよい場合があります。

1 変更認定申請と届出の区分

項目	変更認定申請	変更の届出
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保全管理する対象農用地面積の変更 ○ 保全管理する対象施設の変更 ○ 対象組織の変更 ○ 活動の追加、中止又は廃止 ○ 活動期間の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記以外の変更
主な事例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象農用地の追加 ○ 転用などによる対象農用地の減少 ○ 保全管理する施設（水路、農道、ため池）の追加又は廃止 ○ 新たに資源向上支払交付金（長寿命化）に取り組む場合 ○ 活動期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規約の改正 ○ 役員又は構成員の変更 ○ 計画書に位置付けた遊休農地を一部解消した場合 ○ 施設の長寿命化の対象施設の数量・位置の変更
認定申請・届出の時期	変更が生じたとき（随時）	変更があった年度の実施状況報告時、又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変更認定申請書 ○ 事業計画書及び活動計画書（変更があった書類のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正後の規約 ○ 変更後の参加同意書 ○ 活動計画書（変更があった書類のみ）

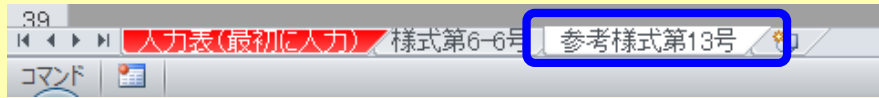
2 緊急時の対応

- 農地維持支払交付金では、活動計画書に位置付けた異常気象時の見回りにより、応急措置に係る活動が可能です。
- 資源向上支払交付金（長寿命化）において、施設の長寿命化計画に位置付けていない施設（保全管理する対象施設の範囲内に限る）で、**緊急的に工事を実施する場合は**、着手前に必ず施設管理者である市町村、土地改良区などに連絡し、了解を得るようにしてください。

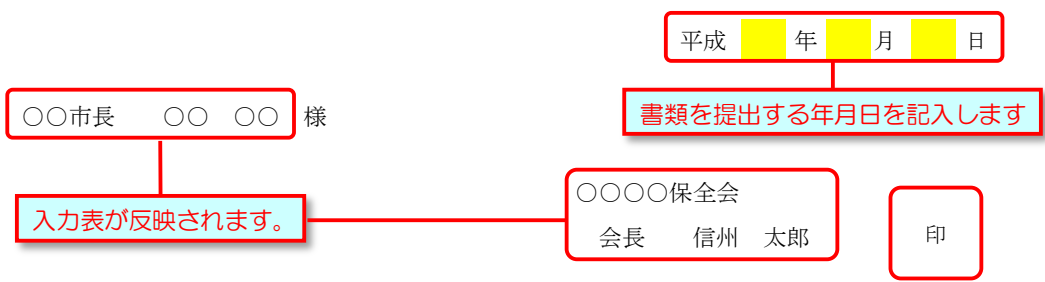
その場合、実施後に**変更の届出が必要**になりますので、忘れずに手続きをしてください。

変更認定申請書の記入方法

変更認定申請する場合は、「参考様式第13号」を使用します。
 内容が変更となった書類のみ添付してください。



○ **黄色**のセルに入力してください。



多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定により、下記関係書類を添えて認定を申請します。

- 事業計画
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
 - その他
 - 長野県の同意書の写し（県営土地改良施設の管理）
- 添付する場合にはチェックします。 記
- 添付する書類にチェックします。
- 長野県では該当ありません。（チェックは不要です。）

長寿命化整備計画書（2-22ページ）の認定、変更手続きについて

①長寿命化整備計画書の認定

国のH31年度の制度改正により、資源向上支払交付金（長寿命化）での工事は原則1件あたり200万円以下となりました。

資源向上支払交付金（長寿命化）で工事1件あたり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組（1件あたり200万円以上の工事）について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出することができます。

長寿命化整備計画書は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容の見直や他事業での実施等を市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行ってください。

②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、2-22ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- 工事1件あたり200万円以上の工事の追加
- 工事1件あたり概算事業費の3割以上の増加

③その他留意点

平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件あたり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。

（根拠：平成31年度改正の実施要領附則第2）

長寿命化整備計画書の記載例

(様式第1-4号)

組織名：

あいっえお活動組織

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかなる取組について、下記に記載してください。
 なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。
 また、概算事業費の根拠となる資料（精算根拠や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.53km	平成30年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.58km	平成32年度	230万円	
3	〇〇用水路	昭和40年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	路線の一部においてひび割れ、欠損や目地の劣化、コンクリート表面の摩耗といった老朽化がみられる。	水路の老朽化部分の補修による対策を行う。	0.70km	平成33年度	300万円	
4	〇〇揚水機	昭50年代	-	ゲート 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	補修材及び塗料を塗布。水密ゴムを交換。	〇箇所	平成35年度	210万円	
5										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

農用地面積の算定に当たっては、農用地面積算定表（県独自様式）を使用すると便利です。市町村が年度末に作成する「認定農用地確認野帳」に反映できます。
算定に当たっては、同じ筆を複数計上しないようよく確認してください。

○黄色のセルに入力してください。○マクロを有効にしてください。
○シートの見出しに組織名を入力してください。（印刷時にページ番号と一緒に印刷されます。）

入力時 印刷時 合計の表へジャンプ
すべての行を表示します 記載のない行を非表示にします

認定農用地・交付対象農用地面積算定表

組織名：〇〇〇〇保全会						市町村名：〇〇市				H27.4.20現在			
大字	字	地番	枝番	孫番	耕作者名	所有者名	登記地目	現況地目	認定農用地 (㎡)	交付対象農用地 (㎡)	遊休農地	中山間重複	備考
〇〇	〇〇	558	1		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	2,489	2,489			
〇〇	〇〇	558	2		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	701	701			
〇〇	〇〇	561			〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	3,639	3,639			
〇〇	〇〇	562			〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	2,613	2,613			
〇〇	〇〇	563			〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	3,264	3,264		○	
〇〇	〇〇	564			〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	599	599			
〇〇	〇〇	565	1		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	畑	畑	2,132	2,132			
〇〇	〇〇	565	2		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	畑	畑	1,520	1,520			
〇〇	〇〇	566			〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	1,868	1,868			
〇〇	〇〇	567			〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	2,313	2,313			
〇〇	〇〇	570			〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	2,646	2,646			
〇〇	〇〇	571	1		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	畑	2,123	2,123			
〇〇	〇〇	571	2		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	2,010	2,010		○	
〇〇	〇〇	571	3		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	田	田	512	512			
...			

中山間地域等直接支払交付金と重複する農用地に○を記入します。

解消に取り組み遊休農地に○を記入します。

地番の重複がないかよく確認します。

登記地目は、わかる場合のみ記入します。

現況地目は、田、畑、草地から選択します。

農用地内に施設や構築物がある場合は、面積から控除します。

通常は、耕作者が構成員となります。（遊休農地や耕作していない場合は、空欄でも構いません。）

単位	地目	認定農用地		交付対象農用地		うち遊休農地	うち中山間重複
		筆数	面積	筆数	面積		
m ²	田	14筆	887,368	14筆	887,368		
	畑	4筆	40,375	4筆	40,375		
	草地						
	計	18筆	927,743	18筆	927,743	5,044	54,463
a	田		8,873		8,873	うち遊休農地	うち中山間重複
	畑		403		403		
	草地		0		0		
	計		9,276		9,276	50	544

自動計算されますので、この数値を活動計画書に記入します。